

# 医療法人 新井病院 院内感染制御指針

## 第1 趣旨

この指針は、医療法人 新井病院（以下「当院」という）における院内感染制御対策及び院内感染発生時の対応等において、院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として、下記事項について定めるものである。

1. 院内感染制御対策に関する基本的な考え方
2. 院内感染制御対策のための委員会その他当院の組織に関する基本的事項
3. 院内感染制御対策のための職員研修に関する基本的事項
4. 感染症の発生状況報告に関する基本方針
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
6. 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
7. その他院内感染制御対策推進の為に必要な基本方針

## 第2 院内感染制御対策に関する基本的考え方

院内感染制御対策は①感染の発生予防・防止、②感染発生時の発生源の調査、拡散防止、治療、③再発防止の三原則を当院の全ての部門が協力して実施することにより始めて有効となる。その為には、院内感染制御対策委員会が中心となり各部署と協力し効果的、組織的な活動をすることが望まれる。

この方針の基本的な考え方は、以下の通りとする。

### 1. 感染の発生の予防・防止

血液・体液のみならず、患者の喀痰・便・尿などの分泌物・排泄物（湿性生体物質）に接触するときは、感染性があるという考え方（標準予防策：Standard Precaution）に基づき、手洗いの励行・手袋・ビニールエプロン・ゴーグルを着用する。

さらに感染経路別予防策として、空気感染予防策、飛沫感染予防策、接触感染予防策の3つがあり、標準予防策に追加して実施する。

### 2. 院内感染発生時の発生源の調査、拡散防止、治療、再発防止

院内感染制御対策を効果的に遂行する為には以下の事柄を実践する。

- ①ラウンドによる現場での指示啓蒙及び情報収集
- ②検査科細菌検査結果の情報に基づく現場での病院感染疫学調査（サーベイランス）
- ③感染対策のモニタリング
- ④隔離対策及び感染危険物の取り扱いの指導
- ⑤抗菌薬投与、隔離、消毒及び滅菌物取り扱い方法の指導
- ⑥効果的な感染対策の指導
- ⑦感染の危険性のある部門の調査
- ⑧感染患者の移動及び退院に関する助言
- ⑨日常的に実施されている感染対策の評価と改善
- ⑩新しい医療器具の使用法の提示とモニタリング
- ⑪必要物品の供給に関する指導、助言
- ⑫院内感染制御対策の経済的効果

### 第3 院内感染制御対策のための委員会その他当院等の組織に関する基本的事項

当院における院内感染制御対策のための管理体制は以下の通りとする。

#### 1. 院内感染制御対策委員会

院内感染の予防に関する事項を調査審議するために院内感染制御対策委員会を設置する。

本委員会は、次の事項に掲げる院内感染などの発生防止に関する事項について活動する。

##### 1) 活動

- ①院内感染に関わるマニュアルに沿って実施されているかどうかを監視し、点検する。
- ②院内感染発生状況について、サーベイランス組織をつくり発生患者の検索、記録、分析及びフィードバックなどの業務を推進する。
- ③滅菌消毒業務、院内の清潔度などについて調査を行う。
- ④起因菌に分離件数・抗菌薬の感受性結果を一年に一度報告を行う。
- ⑤月に一度委員会を開催し、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。その運営は感染対策情報、起因菌の検出状況を提供し報告を行う。
- ⑥院内感染に関わるマニュアルの改訂の必要性が生じた場合には、院内の状況を的確に把握し改善を行う。
- ⑦その他、院内感染の発生防止に必要と思われる事項について活動する。
- ⑧上記活動を円滑に行うため、院内感染制御委員会を中心に活動する。

##### 2) 組織

本委員会は次の各号に掲げるメンバーを持って組織する。

- ①医師 1 名
- ②看護師 1 名
- ③薬剤師 1 名
- ④臨床検査技師 1 名

##### 3) 事務局

本委員会事務局を臨床検査科に置く。

#### 2. 院内感染対策チーム (Infection control Team)

院内感染対策を統一的な指針のもと実践する目的で、感染予防を担う実戦部隊として院内感染制御委員会委員が、院内感染対策委員会を兼務する。

##### 1) 活動

- ①病院内のラウンドと指導・情報収集
- ②院内感染患者の把握とサーベイランス
- ③感染情報の報告
- ④感染患者の治療及び処置に関する指導と相談
- ⑤滅菌・消毒に関する正しい知識の普及
- ⑥医療廃棄物の対策
- ⑦針刺し事故の対策
- ⑧院内感染制御対策にかかる予算・費用の検討
- ⑨院内感染制御対策マニュアルの作成及び改訂

- ⑩院内感染制御に関する職員への教育
- ⑪院内感染制御に関する研修会の企画・運営
- ⑫病院外部への対応（保健所など）

#### 第4 院内感染制御対策のための職員研修に関する基本的な事項

院内感染制御対策の為の基本的な考え方及び具体的方策について、研修を実施する。職員に周知徹底を行うことで、個々の職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識向上を図る。また研修内容は、当院の実情に即した病院全体に共通する内容で、職種横断的な参加の下で年2回程度、定期的開催する。研修実施内容（開催日時、出席者、研修項目、研修後の感想等）について記録しておく。院外の感染に関する研修・学会等の開催情報を広く告知し、職員の参加を支援する。

#### 第5 感染症の発生状況報告に関する基本方針

院内感染制御委員会にて感染対策情報、起因菌の検出状況（MRSAを含む）を提供し、報告を行う。起因菌の分離件数・抗菌薬の感受性結果を一年に一度報告する。重大な問題が発生した場合は、臨時で院内感染制御委員会を開催する。また院内での対応が困難な事態が発生した場合や、発生が疑われる場合は、地域の専門家に相談する体制を確保する。

#### 第6 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、各部門に感染制御マニュアルを配布しその最初の項へ載せ、全ての職員が閲覧できるようにする。また、病院ホームページにおいて、一般に公開する。

#### 第7 その他院内感染制御対策推進のために必要な基本方針

1) 院内感染制御対策マニュアルは、各部門に一冊配布する。職員はいつでも閲覧でき、院内感染制御対策マニュアルに基づいて院内感染制御対策を実施する。改訂はその都度必要に応じて、院内感染制御対策委員会にて討議を行う。

2) 血液媒介感染予防（曝露後の対応）ガイドラインは、院内感染制御対策マニュアル「針刺し事故対応マニュアル」に記載され、曝露後の対応について確認することが出来る。